

特別高圧電力 料金負担軽減支援金のご案内

滋賀県

対象期間 ① 直接受電事業者 第7期(令和6年8～10月分)第8期(令和7年1～3月分)
② 間接受電事業者 第6期(令和6年8～10月分)第7期(令和7年1～3月分)

受付期間：令和7年4月10日(木)～5月22日(木)

滋賀県内の事業所等で「特別高圧電力」を使用し、電気料金高騰の影響を受けている中小企業等の負担軽減を図るため、支援金を給付します。

給付を受けるためには申請が必要です。裏面(2ページ目)もご覧ください。

特別高圧電力を使用する施設とは

大量の電力を使用する
大規模工場やオフィスビル、商業施設等



契約内容は、電力会社が発行する請求書等をご確認ください。(下記は一例です)

ご契約種別 **特別高圧電力A**

※高圧電力および低圧電力は、国の負担軽減策による値引きが実施されているため、本支援金の給付対象外です。

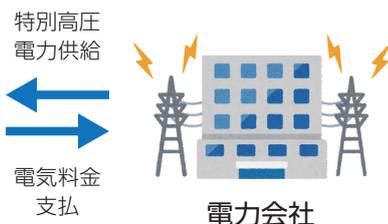
特別高圧電力を受電する商業施設やオフィスビル等に入居されている中小企業等のテナントも支援対象です。(電力契約の内容は、入居する施設の管理者にお問い合わせください。)

支援対象事業者(申請者)

①、②いずれも滋賀県内の事業所等が対象です。

① 特別高圧電力の供給を受けている事業所等を有する中小企業等

主な対象イメージ 工場等



② 特別高圧電力の供給を受けている施設内に事業所等を有する中小企業等

主な対象イメージ 商業施設内のテナント店舗等



① 支援対象者(申請者)

本支援制度では「直接受電事業者」といいます。

② 支援対象者(申請者)

本支援制度では「間接受電事業者」といいます。

対象となる中小企業等とは、中小企業基本法に定める中小企業者、または一般社団・財団法人、特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人等で、中小企業者に準ずる者。

支援金給付額

令和6年8・9月分

電力使用量(kWh) × **2.0円**/kWh

令和6年10月、令和7年1・2月分

電力使用量(kWh) × **1.3円**/kWh

令和7年3月分

電力使用量(kWh) × **0.7円**/kWh

※商業施設のテナント店舗等で、メーターが設置されていない等の理由により電力使用量(kWh)が把握できない場合は、店舗等の面積に所定の単価を乗じた金額を給付額とします。(詳細は専用ホームページに掲載している「申請要領」をご覧ください。)

▼ 申請受付期間・申請方法・お問い合わせ先などは裏面(2ページ目)をご覧ください ▼

申請受付期間

① 直接受電事業者	第7期 (令和6年8～10月分) 第8期 (令和7年1～3月分)
	令和7年 4月10日 (木) ～ 5月22日 (木)
② 間接受電事業者	第6期 (令和6年8～10月分) 第7期 (令和7年1～3月分)
	令和7年 4月10日 (木) ～ 5月22日 (木)

各受付期間につき申請は1回です。(例えば、1か月分ごとに申請することはできません。)
2つの期を同時に申請をお願いします。

申請方法

原則、**専用ホームページからオンラインで申請**してください。

(オンライン申請が難しい場合は、郵送でも受け付けます。申請書等は専用ホームページからダウンロードできます。)



専用ホームページ (支援制度の詳細や申請に必要な書類等を掲載していますのでご確認ください。)

<https://www.shiga-kouatsu.com>



Q&A

※専用ホームページに、より詳しいQ&Aを掲載しています。

Q

県内に複数の事業所 (店舗等) がありますが、申請は事業所ごとに行う必要がありますか？

A

申請は事業者単位で行ってください。1回の申請で複数の事業所等をまとめて申請できます。

Q

申請時の添付書類は、申請のたびに毎回提出する必要がありますか？

A

初回申請時から変更のない添付書類は、2回目以降の申請で再び提出いただく必要はありません。ただし、電力使用量を示す書類は毎回提出していただく必要があります。

Q

「8～10月分」とは、いつからいつまでに使用した電力を指しますか？

A

電力会社等が発行する検針票や請求明細書等に記載されている期間が、「8月分」「9月分」「10月分」のものです。検針票等に「○月分」と記載がない場合は、期間の初日の属する月で判断します。(例) 8/20～9/19の使用分=8月分

【支援対象外となる事業者 (例)】 詳細は給付要綱または申請要領をご確認ください。

大企業 (みなし大企業を含む) / 国および地方公共団体の施設を管理・運営する者 / 法人税法に規定する公共法人 / 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者 / 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者 / 暴力団または暴力団員が役員としてまたは実質的に経営に関与している事業者 / 特別高圧電力の電気料金の負担軽減を目的に滋賀県が実施する他の支援制度で給付を受ける者 など

お問い合わせ先

滋賀県特別高圧電力料金負担軽減支援事業事務局

TEL **077-522-9920** (受付時間: 9時30分～17時、土日祝日は除く)

※令和7年4月3日 (木) より開設予定

メール shiga_kouatsu@bsec.jp